

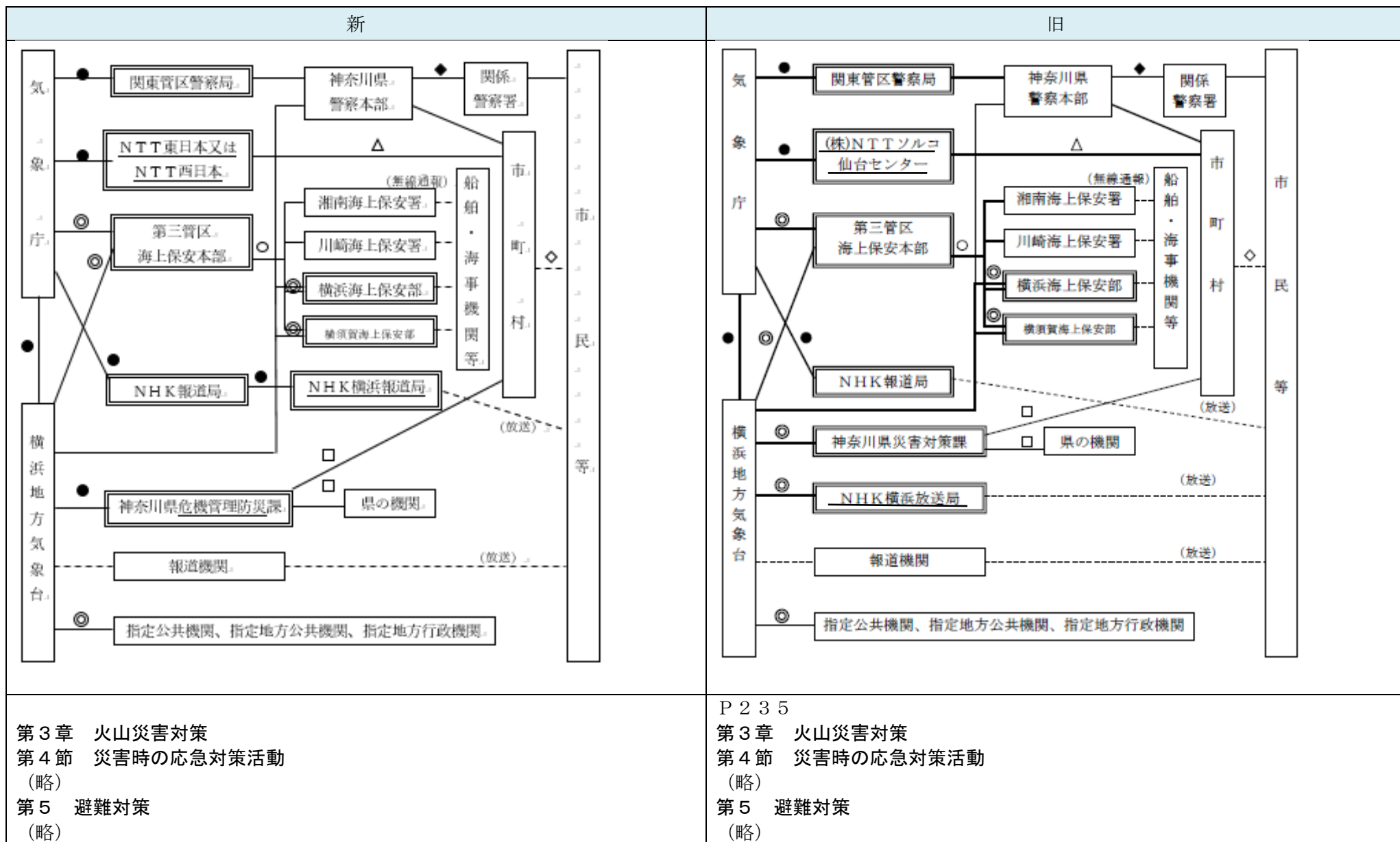
茅ヶ崎市地域防災計画 特殊災害対策計画 新旧対照表 (修正案)

新	旧
<p>第2章 共通対策 第1節 災害対策本部組織の充実 2 組織 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>略</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>略</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>総務部 企画部 財務部 市民安全部 経済部 文化生涯学習部 福祉部 こども育成部 環境部 都市部 建設部 下水道河川部 保健所部 市立病院部 消防部 会計部 議会部 選挙管理部 監査部 教育部</p> </div> <p>(略)</p> <p>第2節 災害情報受伝達体制の充実 第1 災害情報受伝達体制の充実</p> <p>市は、災害情報を受理したときは、直ちに市民に伝達し、必要に応じて避難情報の発令措置を行います。</p>	<p>P 2 2 1 第2章 共通対策 第1節 災害対策本部組織の充実 2 組織 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>略</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>略</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>総務部 企画部 財務部 市民安全部 経済部 文化生涯学習部 福祉部 こども育成部 環境部 都市部 建設部 下水道河川部 保健所部 市立病院部 消防部 会計部 議会部 選挙管理部 監査部 教育部</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0; text-align: center;"> <p>各部</p> </div> <p>(略)</p> <p>第2節 災害情報受伝達体制の充実 第1 災害情報受伝達体制の充実</p> <p>市は、災害情報を受理したときは、直ちに市民に伝達し、必要に応じて避難勧告等の発令措置を行います。</p>

新	旧
<p>(略)</p> <p>2 広報媒体</p> <p>(3) ホームページ、緊急速報メール、ツイッター、<u>LINE</u></p> <p>(略)</p> <p>第4 報道機関との協力体制の確立</p> <p>市は、「(株) ジェイコム湘南」、「(株) 湘南平塚コミュニティ放送 (FM湘南ナパサ)」、「藤沢エフエム放送 (株) (レディオ湘南)」との協定に基づき、災害情報を市民へ提供します。</p>	<p>(略)</p> <p>2 広報媒体</p> <p>(3) ホームページ、緊急速報メール、ツイッター</p> <p>(略)</p> <p>第4 報道機関との協力体制の確立</p> <p>市は、「(株) ジェイコム湘南」、「(株) 湘南平塚コミュニティ放送 (FM湘南ナパサ)」、「藤沢エフエム放送 (株) (レディオ湘南)」、「<u>湘南リビング新聞社</u>」との協定に基づき、災害情報を市民へ提供します。</p>
<p>第3章 火山災害対策</p> <p>第1節 火山の概要</p> <p>(略)</p> <p>第2 富士山の概要</p> <p>(略)</p> <p>なお、平成27年に改正された活動火山対策特別措置法に伴い、平成28年2月に同法に基づく、噴火への備えを必要とする火山災害警戒地域に静岡、山梨両県及び周辺15の市町村が指定されました。これを受け、関係自治体は、同法に基づく法定協議会である「富士山火山防災対策協議会」を設置しています。</p> <p><u>また、令和3年3月に富士山ハザードマップが改訂され溶岩流による被害範囲が拡大されたことから、神奈川県内では、相模原、小田原、南足柄の3市と、大井、松田、山北、開成の4町が火山警戒地域に指定されました。</u></p>	<p>P 2 2 7</p> <p>第3章 火山災害対策</p> <p>第1節 火山の概要</p> <p>(略)</p> <p>第2 富士山の概要</p> <p>(略)</p> <p>なお、平成27年に改正された活動火山対策特別措置法に伴い、平成28年2月に同法に基づく、噴火への備えを必要とする火山災害警戒地域に静岡、山梨両県及び周辺15の市町村が指定されました。これを受け、関係自治体は、同法に基づく法定協議会である「富士山火山防災対策協議会」を設置しています。</p>
<p>第3章 火山災害対策</p> <p>第2節 火山情報の伝達体制等</p> <p>(略)</p> <p>第1 噴火警報等の発表</p> <p>(略)</p> <p>4 降灰予報</p> <p>気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供します。</p> <p>(1) 降灰予報 (定時)</p> <p>・噴火警報発表中の火山で、噴火により<u>人々の生活に影響を及ぼす降灰</u>が予</p>	<p>P 2 3 0</p> <p>第3章 火山災害対策</p> <p>第2節 火山情報の伝達体制等</p> <p>(略)</p> <p>第1 噴火警報等の発表</p> <p>(略)</p> <p>4 降灰予報</p> <p>気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供します。</p> <p>(1) 降灰予報 (定時)</p> <p>・噴火警報発表中の火山で、<u>予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降</u></p>

新	旧												
<p>想される場合に、<u>定期的（3時間毎）に発表。</u> (削除) ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、<u>降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。</u></p> <p>(2) 降灰予報（速報）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表。</u> ・<u>降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。</u> ・<u>降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</u> ・<u>事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程度で※）発表。</u> ・<u>噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。</u> <p>(3) 降灰予報（詳細）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表。</u> ・<u>降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。</u> ・<u>降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</u> ・<u>降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。</u> ・<u>降灰予測計算結果に基づき、噴火後20～30分程度で※発表。</u> ・<u>噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供。</u> <p>※ 噴煙が気象条件により直接確認できない場合等には、これよりも降灰予報の発表に時間を要することや、降灰予報を発表できないことがあります。</p> <p>5 火山現象に関する情報</p>	<p>灰のおそれがある場合に発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>噴火の発生にかかわらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表</u> ・18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供 <p>(2) 降灰予報（速報） ※記載内容の分類及び順序の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>噴火が発生した火山に対して、直ちに発表</u> ・<u>発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供</u> <p>(3) 降灰予報（詳細） ※記載内容の分類及び順序の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表</u> ・<u>降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20～30分程度で発表</u> （新設） （新設） （新設） ・<u>噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、市町村を明示して提供</u> <p>5 火山現象に関する情報</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>情報等の種類</th> <th>内 容</th> <th>発表時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	情報等の種類	内 容	発表時期	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>情報等の種類</th> <th>内 容</th> <th>発表時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	情報等の種類	内 容	発表時期	(略)	(略)	(略)
情報等の種類	内 容	発表時期											
(略)	(略)	(略)											
情報等の種類	内 容	発表時期											
(略)	(略)	(略)											

新			旧		
噴火速報	周辺の住民及び登山者等火山の周辺に立ち入る人々に対して、噴火の発生を知らせる情報	(略)	噴火速報	登山者等、火山の周辺に立ち入る人々に対して、噴火の発生を知らせる情報	(略)
火山活動解説資料	(略)	毎月上旬及び必要に応じ適時発表	火山活動解説資料	(略)	毎月上旬又は必要に応じ適時発表
(削除)	(削除)	(削除)	週間火山概況	過去1週間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめたもの	毎週金曜日
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
6 噴火警報等の通報及び伝達体制			6 噴火警報等の通報及び伝達体制		



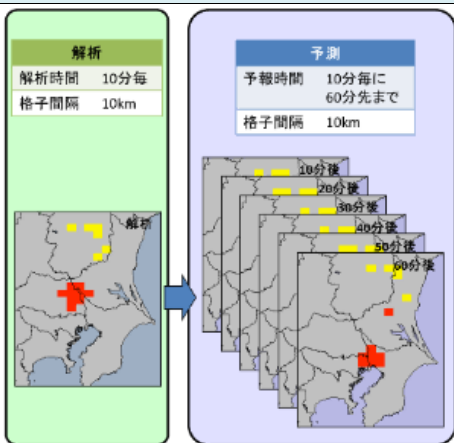
新	旧
<p>1 避難情報 (略)</p> <p>市は、災害対策基本法第60条第1項に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の<u>必要と認める</u>居住者等に対し、避難のための立退きを指示するため、高齢者等避難、避難指示（以下「<u>避難情報</u>」という。）を発令します。</p> <p>2 避難情報の伝達</p> <p>(1) 伝達方法</p> <p>避難情報の伝達は、風水害対策計画第5章第3節「第2 災害時の広報」により行いますが、その周知には、防災関係機関及び自主防災組織と協力し実施します。</p> <p>(2) <u>避難情報</u>の内容</p> <p>市長は、<u>避難情報</u>を発令する際、原則として次の内容を明示します。</p> <p>ア 避難を要する理由 イ 避難指示対象地域 ウ 避難先 エ 避難に関する注意事項</p> <p>(3) 県への報告</p> <p>市長は、<u>避難情報</u>を発令したときは、災害対策基本法第60条第4項に基づき、速やかに県知事に報告するとともに、茅ヶ崎警察署等防災関係機関に対し、その旨を連絡します。</p> <p>(4) <u>避難情報</u>の解除 (略)</p>	<p>1 避難情報 (略)</p> <p>市は、災害対策基本法第60条第1項に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを<u>勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立ち退きを指示するため、<u>避難準備・高齢者避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u></u>（以下「<u>避難勧告等</u>」という。）を発令します。</p> <p>2 <u>避難勧告等</u>の伝達</p> <p>(1) 伝達方法</p> <p><u>避難勧告等</u>の伝達は、風水害対策計画第5章第3節「第2 災害時の広報」により行いますが、その周知には、防災関係機関及び自主防災組織と協力し実施します。</p> <p>(2) <u>避難勧告等</u>の内容</p> <p>市長は、<u>避難勧告等</u>を発令する際、原則として次の内容を明示します。</p> <p>ア 避難を要する理由 イ <u>避難勧告又は指示対象地域</u> ウ 避難先 エ 避難に関する注意事項</p> <p>(3) 県への報告</p> <p>市長は、<u>避難勧告等</u>を発令したときは、災害対策基本法第60条第4項に基づき、速やかに県知事に報告するとともに、茅ヶ崎警察署等防災関係機関に対し、その旨を連絡します。</p> <p>(4) <u>避難勧告等</u>の解除 (略)</p>

新	旧
<p>第4章 海上災害対策 第2節 災害時の応急対策活動 (略) 第7 避難対策 海上災害の発生時には、市長は、人命の安全を第一に、必要に応じて避難情報を発令します。 (略)</p>	<p>P 2 4 2 第4章 海上災害対策 第2節 災害時の応急対策活動 (略) 第7 避難対策 海上災害の発生時には、市長は、人命の安全を第一に、必要に応じて避難準備情報の発令、避難勧告又は指示を行います。 (略)</p>
<p>第7章 道路災害対策 第1節 予防対策 (略) 第2 情報の収集・連絡 (略) 2 通信手段の確保 市は、道路災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、道路管理者等の防災関係機関との連携による通信訓練に積極的に参加します。</p>	<p>P 2 5 9 第7章 道路災害対策 第1節 予防対策 (略) 第2 情報の収集・連絡 (略) 2 通信手段の確保 市は、道路災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、危機の操作の習熟等に向け、道路管理者等の防災関係機関との連携による通信訓練に積極的に参加します。</p>
<p>第8章 放射性物質災害対策 第1節 予防対策 (略) 第3 情報の収集 (略) 2 通信手段の確保 市は、平常時よりその確保に努め、無線設備の点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、防災関係機関との連携による通信訓練に積極的に参加します。 (略)</p>	<p>P 2 6 6 第8章 放射性物質災害対策 第1節 予防対策 (略) 第3 情報の収集 (略) 2 通信手段の確保 市は、平常時よりその確保に努め、無線設備の点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、危機の操作の習熟等に向け、<u>道路管理者及び</u>防災関係機関との連携による通信訓練に積極的に参加します。 (略)</p>

新	旧
<p>第2節 災害時の応急対策活動 (略)</p> <p>第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制 (略)</p> <p>3 市の応急対策 (略)</p> <p>(5) 周辺住民等に対する屋内退避、避難指示、避難誘導 (略)</p> <p>4 警察の活動体制 警察は、放射性物質の漏えいの事故が発生した場合、直ちに警察本部に神奈川県警察災害警備本部を設置するとともに、必要により、発生地に現地指揮所を、関係警察署に警察署災害警備本部を設置して指揮体制を確立します。市は、警察が行う次の応急対策について、必要に応じて協力します。</p> <p>(1) 周辺住民等への情報伝達 (2) 避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け (3) 交通の規制及び緊急輸送の支援 (4) 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持 (削除) (5) その他必要な措置 (略)</p> <p>第6 避難対策 市長は、放射性物質災害の発生時には、人命の安全を第一に必要な応じて避難情報を発令します。 (略)</p>	<p>第2節 災害時の応急対策活動 (略)</p> <p>第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制 (略)</p> <p>3 市の応急対策 (略)</p> <p>(5) 周辺住民等に対する屋内退避、<u>避難勧告または指示</u>、避難誘導 (略)</p> <p>4 警察の活動体制 警察は、放射性物質の漏えいの事故が発生した場合、直ちに警察本部に神奈川県警察災害警備本部を設置するとともに、必要により、発生地に現地警備本部を、関係警察署に警察署災害警備本部を設置して指揮体制を確立します。市は、警察が行う次の応急対策について、必要に応じて協力します。</p> <p>(1) <u>周辺住民等の屋内退避、避難誘導その他の防護活動</u> (2) <u>犯罪の防止等社会秩序の維持活動</u> (3) <u>緊急輸送のための交通の確保</u> (4) <u>周辺住民等への情報伝達</u> (5) <u>搬送中の事故時における負傷者の救出救助活動</u> (6) その他必要な措置 (略)</p> <p>第6 避難対策 市長は、放射性物質災害の発生時には、人命の安全を第一に必要な応じて避難勧告等を発令します。 (略)</p>
<p>第9章 危険物等災害対策 第1節 予防対策 (略)</p> <p>第3 情報の収集 (略)</p> <p>2 通信手段の確保 市は、平常時よりその確保に努め、無線設備の点検を定期的実施するとと</p>	<p>P 2 7 4 第9章 危険物等災害対策 第1節 予防対策 (略)</p> <p>第3 情報の収集 (略)</p> <p>2 通信手段の確保 市は、平常時よりその確保に努め、無線設備の点検を定期的実施するとと</p>

新	旧
<p>もに、非常通信の取扱い、<u>機器</u>の操作の習熟等に向け、防災関係機関との連携による通信訓練に積極的に参加します。</p>	<p>もに、非常通信の取扱い、<u>危機</u>の操作の習熟等に向け、<u>道路管理者及び</u>防災関係機関との連携による通信訓練に積極的に参加します</p>
<p>第9章 危険物災害対策 第2節 災害時の応急対策活動 第5 避難対策 市長は危険物等災害の発生時には、人命の安全を第一に必要な応じて避難<u>情報</u>を発令します。</p>	<p>P 2 7 6 第9章 危険物災害対策 第2節 災害時の応急対策活動 第5 避難対策 市長は危険物等災害の発生時には、人命の安全を第一に必要な応じて避難<u>勧告等</u>を発令します。</p>
<p>第11章 竜巻等突風災害対策 第2節 竜巻注意情報 第1 竜巻注意情報の概要 竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻等突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に、<u>気象庁</u>より発表されます。 (略) 第2 竜巻注意情報の予測精度 (略) 適中率は<u>5%</u>程度（おおむね都道府県の範囲の予測のため市町村単位でみるとさらに低い。）捕捉率は20%～30%程度、発表段階で竜巻の規模は不明、竜巻発生後に発表となることもある等、現段階での予測精度は低くなります。 第3 竜巻注意情報の発表回数 竜巻注意情報の発表は、全国で約<u>943</u>回／年（<u>令和2</u>年実績、うち竜巻目撃による情報の発表は<u>3</u>回）となっています。 <u>(出典：気象庁ホームページ)</u> 第4 段階的な気象情報の発表 (略) 【竜巻発生確度ナウキャスト】 (略)</p>	<p>P 2 8 7 第11章 竜巻等突風災害対策 第2節 竜巻注意情報 第1 竜巻注意情報の概要 竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻等突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に、<u>横浜地方気象台</u>より発表されます。 (略) 第2 竜巻注意情報の予測精度 (略) 適中率は<u>4%</u>程度（おおむね都道府県の範囲の予測のため市町村単位でみるとさらに低い。）捕捉率は20%～30%程度、発表段階で竜巻の規模は不明、竜巻発生後に発表となることもある等、現段階での予測精度は低くなります。 第3 竜巻注意情報の発表回数 竜巻注意情報の発表は、全国で約<u>742</u>回／年（<u>平成28</u>年実績、うち竜巻目撃による情報の発表は<u>17</u>回）となっています。 第4 段階的な気象情報の発表 (略) 【竜巻発生確度ナウキャスト】 (略)</p>

新



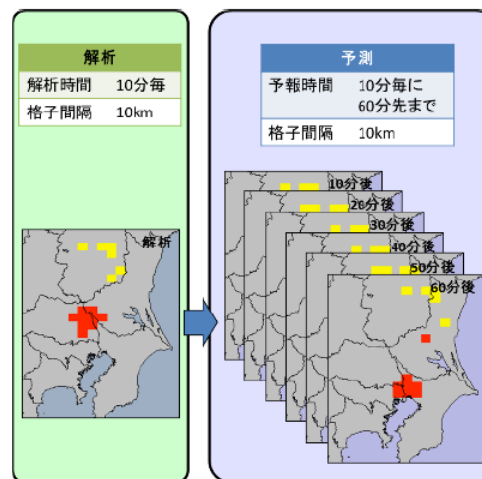
発生確度2	竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。予測の適中率は7~14%程度、捕捉率は50~70%程度である。発生確度2となっている地域に竜巻注意情報が発表される。
発生確度1	竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。発生確度1以上の地域では、予測の適中率※は1~7%程度であり発生確度2に比べて低くなるが、捕捉率は80%程度であり見逃しが少ない。

※ 発生確度2の予測の適中率 : 発生確度2となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合
 ※※ 発生確度1以上の予測の適中率 : 発生確度1以上となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合

(補足) 上表中の「適中率」及び「捕捉率」は、過去30ヶ月の従属資料による検証値です。

〈出典：気象庁ホームページ〉

旧



発生確度2	竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。予測の適中率※は5~10%程度、捕捉率は20~30%程度である。発生確度2となっている地方(県など)に竜巻注意情報が発表される。
発生確度1	竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。発生確度1以上の地域では、予測の適中率※は1~5%程度であり発生確度2に比べて低くなるが、捕捉率は60~70%程度であり見逃しが少ない。

※ 発生確度2の予測の適中率 : 発生確度2となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合
 ※※ 発生確度1以上の予測の適中率 : 発生確度1以上となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合

〈出典：気象庁ホームページ〉